

資管第64号

平成29年5月29日

習志野市公共施設再生推進審議会
会長 廣田 直行 様

習志野市長 宮本 泰介



諮詢書

習志野市公共施設再生基本条例第8条第2項の規定に基づき、次の事項について御検討のうえ答申いただきたく、理由を添え諮詢いたします。

【諮詢事項】

公共建築物を対象とする習志野市公共施設再生計画の見直し及び習志野市公共施設等総合管理計画に基づく個々のインフラ・プラント系施設の老朽化対策の計画立案にあたって、検討すべき事項及び基本的な方策について提言を求めます。

(諮詢理由)

本市では、全国的な課題となっている公共施設等の老朽化に対して、習志野市公共施設再生計画及び習志野市公共施設等総合管理計画を策定し、文教住宅都市憲章の理念のもとで、持続可能な行財政運営による、時代の変化に対応した公共サービスを持続的に提供することにより、誰もが住みたくなるような魅力あるまちづくりを推進しています。

しかしながら、習志野市公共施設再生計画を実行する段階においては、計画策定当時からの環境変化による事業費の大幅な増加や個別事業の具体化段階における様々な問題が顕在化するなど、事業費やスケジュール等の見直しが必須となっています。

また、公共施設等総合管理計画に基づく個々のインフラ・プラント系施設の計画の策定にあたっては、市民生活を維持する観点から長寿命化を中心とした対応を予定していますが、全国的にも取り組み事例が少なく、対策のポイントや方向性などについての検討が必要です。

つきましては、以上の現状を踏まえつつ、本市のまちづくりがより良い方向へ進んでいくように、諮詢事項に関して御審議をいただき、御提言いただきますようお願いいたします。